

**全国健康保険協会（協会けんぽ）の任意継続被保険者の方の保険料額
(令和8年4月分～)**

(山梨支部)

(単位：円)

標準報酬		報酬月額	健康保険料・子ども子育て支援金・介護保険料		
等級	月額		介護保険第2号被保険者に該当しない場合	介護保険第2号被保険者に該当する場合	
			9.78%	11.40%	
1	58,000	円以上～63,000	5,672円	6,612円	
2	68,000	63,000～73,000	6,650円	7,752円	
3	78,000	73,000～83,000	7,628円	8,892円	
4	88,000	83,000～93,000	8,606円	10,032円	
5	98,000	93,000～101,000	9,584円	11,172円	
6	104,000	101,000～107,000	10,171円	11,856円	
7	110,000	107,000～114,000	10,758円	12,540円	
8	118,000	114,000～122,000	11,540円	13,452円	
9	126,000	122,000～130,000	12,322円	14,364円	
10	134,000	130,000～138,000	13,105円	15,276円	
11	142,000	138,000～146,000	13,887円	16,188円	
12	150,000	146,000～155,000	14,670円	17,100円	
13	160,000	155,000～165,000	15,648円	18,240円	
14	170,000	165,000～175,000	16,626円	19,380円	
15	180,000	175,000～185,000	17,604円	20,520円	
16	190,000	185,000～195,000	18,582円	21,660円	
17	200,000	195,000～210,000	19,560円	22,800円	
18	220,000	210,000～230,000	21,516円	25,080円	
19	240,000	230,000～250,000	23,472円	27,360円	
20	260,000	250,000～270,000	25,428円	29,640円	
21	280,000	270,000～290,000	27,384円	31,920円	
22	300,000	290,000～310,000	29,340円	34,200円	
23	320,000	310,000～	31,296円	36,480円	

◆令和8年度における協会けんぽの任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、320,000円です。

◆介護保険第2号被保険者は、40歳から64歳までの方であり、健康保険料率（9.55%）と子ども・子育て支援金率（0.23%）に介護保険料率（1.62%）が加わります。

◆健康保険料率（9.55%）のうち、6.31%は加入者の皆さまのための給付等に充てられる基本保険料率となり、3.24%は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

«保険料の納付方法について»

任意継続被保険者の保険料は、納付書により毎月納付する方法のほか、次の方法があります。納付方法の変更に関するご相談などにつきましては、ご加入の協会けんぽ支部あてにお問い合わせください。

◇ 口座振替による納付：ご指定の金融機関により口座振替（毎月1日）することができます。

◇ 前納による納付：事前に一定期間分を前納（まとめ払い）することができ、保険料が割引になります。
納付期限は前納開始月の前月末となります。

[一定期間分] 6カ月分：4月分～9月分または10月分～翌年3月分
12カ月分：4月分～翌年3月分

～保険料は納付期限までに納めていただくようお願いします～